

菩提樹会役員報酬規程

社会福祉法人 菩提樹会 定款第8条並びに、定款第21条に定めるところに従い評議員・理事・監事（あわせて役員と称する）の報酬につき、以下の通り定める。

第1条 基本的考え方

役員には、役員の地位にあることのみをもって勤務
実態にそぐわない報酬を支給してはならない

第2条 報酬金額

役員会に出席した場合には日当として5,000円
を支払う

但し短時間（概ね1時間以内）の役員会については
報酬を支払わないこともある

附則 本規程は平成29年6月21日より施行する

以上